

柴田学園大学短期大学部ガバナンス・コード遵守状況等に関する報告書

柴田学園大学短期大学部は、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を採用し、本学の諸活動について適切なガバナンス体制を構築しております。様々なステークホルダーに対する説明責任を果たすため、次の通り公表します。

第1章 大学の自主性と自立性の尊重	適合状況	解説等（点検結果）
1-1 建学の精神 ・建学の精神・理念の明示	○	・ホームページや学生便覧等を通じて広くステークホルダーに公表している。
1-2 教育と研究の目的 ・建学の精神・理念に基づく教育目的等を明文化する。 ・高等教育運営の社会的責任を果たす。	○	
第2章 法人運営の安定性と継続性	適合状況	解説等（点検結果）
2-1 理事会 ・理事会の役割や議決事項の規定を整備し、公表する。	○	・寄附行為に基づき、月1回理事会を開催し、理事の責務及び役割を適切に果たしている。 ・監事は理事の業務、財産の状況等法人運営全般について監査すべく理事会と評議員会に出席し、適切に意見を述べている。 ・寄附行為の定めるところにより選任された評議員が評議員会を開催し、大学運営において重要な事項について、諮問機関としての役割を果たしている。
2-2 理事 ・理事の責務を明確化している。	○	
2-3 監事 ・監事の職務や役割を明確化している。	○	
2-4 評議員会	○	
2-5 評議員 ・評議員会の諮問機関としての役割、選任等について規定に基づいて適切に運営している。	○	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説等（点検結果）
3-1 学長 ・学長の責務と学科長の責任・役割の明確化。	○	・学則第1条に掲げる目的を達成するため、大学教育運営を総括し、所属教職員を統括する。学科長が教学運営を補佐している。 ・教授会規程に基づき教授会を原則として月1回開催。教育研究に関する事項を審議し、学長が決定するにあたり意見を述べる機関として適切に運営している。
3-2 教授会 ・教授会の定期的な実施、役割の確立。	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説等（点検結果）
4-1 学生について ・3つのポリシーの周知を図る。	○	・3つのポリシーはホームページ等で明確に提示している。 ・教育の質保証の充実にむけて、FD、SD活動を計画的に推進している。 ・学園の中長期計画に基づき、認証評価結果を踏まえたPDCAサイクルの実施により、教学マネジメント体制を強化する。 ・危機管理規程や危機管理マニュアルの実施により、新型コロナウイルス感染にも適切な対応をしている。 ・公益通報窓口を常時開設し、通報者の保護を図っている。
4-2 教職員について ・教職協働により組織的かつ効果的な管理運営を図る。	○	
4-3 社会に対して ・定期的な自己点検評価により改善改革を計画的に実施。 ・認証評価受審を通して教育・研究水準の向上を図る。	○	
4-4 危機管理及び法令遵守 ・危機管理マニュアルを整備し危機管理体制を確立する。 ・法令、寄附行為、学則、諸規程の遵守に組織的に取り組む。 ・公益通報窓口を開設する。	○	
第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説等（点検結果）
5-1 情報公開の充実 ・教育研究に資する情報、学校法人に関する情報を自主的に発信している。	○	・学校教育法施行規則、私立学校法等で定められている教育研究に関する情報、学校法人に関する情報について、短期大学部及び学校法人のホームページで公開し、積極的な情報発信に努めている。 ・財産目録等計算書類はホームページで公表し、事務局にも備え付けている。